

自主運行バス 勝間田線 普通運賃

改定後運賃	初乗運賃	200円
改定前運賃（現行運賃）		170円

【表の見方】

坂下から勝間の場合

- ・乗車バス停と降車バス停を縦横で結びます。
- ・改定前は下段の270円、改定後は上段の300円となります。

																			金谷小学校
																			200
																			170
																		牧之原公園前	200
																			170
																		猪土居	200
																			170
																		上切山	200
																			170
																		坂下	200
																			170
																		中島	200
																			170
																		最明寺	200
																			170
																		智生寺	200
																			170
																		勝間学校前	200
																			170
																		勝間↓	200
																		智生寺	200
																			170
																		勝間学校前	200
																			170
																		法士	200
																			170
																		三栗口	200
																			170
																		榛原中学前	200
																			170
																		内山	200
																			170
																		静波二丁目	200
																			170
																		静波海岸	200
																		入口	170

※なお、小学生以下、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳所持者、手帳所持者を介護する者の運賃を2分の1とする取り扱いに変更はありません。
また、定期旅客運賃については改定後の通常旅客運賃により計算します。

自主運行バス 相良御前崎線 普通運賃

改定後運賃
改定前運賃（現行運賃）

初乗運賃	200円
	170円

【表の見方】

地頭方海岸から相良本通の場合

- ・乗車バス停と降車バス停を縦横で結びます。
- ・改定前は下段の290円、改定後は上段の340円となります。

			地頭方海岸
		落居南	200
			170
	地代口	200	220
		170	190
	波津西	200	200
		170	210
	相良本通	200	210
		170	180
		290	290
		250	290

									大山↓	御前崎海洋センター
									御前崎小学校前	200
										170
								御前崎支所前	200	200
									170	170
							新谷	200	200	220
								170	170	190
						遠渡	200	200	240	280
							170	170	200	250
						地頭方漁港入口	200	200	220	270
							170	170	190	240
				新庄↓	地頭方辻	200	200	210	240	300
						170	170	180	210	260
				地頭方海岸	200	200	200	240	280	330
					170	170	170	210	250	290
			落居南	200	200	200	240	290	320	380
				170	170	170	200	260	280	330
			地代口	200	220	250	280	310	370	400
				170	190	230	250	280	320	350
			波津西	200	240	290	320	350	380	440
				170	210	250	280	300	330	370
		相良本通	200	210	290	340	370	400	430	490
			170	180	250	290	320	340	370	410
										430
										470
										510

※なお、小学生以下、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳所持者、手帳所持者を介護する者の運賃を2分の1とする取り扱いに変更はありません。
 また、定期旅客運賃については改定後の通常旅客運賃により計算します。

